

第6回みらいの県土研究会を開催しました

12月に開催した地域部会で出された意見等について土木事務所から報告し、各地域の状況を共有しました。（各土木事務所からの報告内容については、次ページ以降参照）また、来年度の取組方針やスケジュールについても産官のみなさまと共有しました。

リサイクル原則化ルールの見直しの方向性について意見交換しました

建設発生土を搬出、利用する場合の順番を「リサイクル原則化ルール」で定めています。

現行のルールでは、同じ施設に搬出しても以降の処理として「有効利用される場合」と「有効利用されない場合」があることから、有効利用が進むようルールの見直しを検討します。

<現行ルールにおける建設発生土を搬出する場合の順番>

①他の建設工事

②ストックヤード

③土質改良プラント

④民間の最終処分場等

その後「有効利用される場合」と「有効利用されない場合」がある

R7 みらいの 県土研究会 取組方針

- 1 事業間で利用調整を行う場を設置し有効利用を促進する**
これまでの工事間での調整に加え、道路、河川、農地整備等事業間で利用調整を行う場を設置する
- 2 地域部会は開催単位を検討し関係者間での連携を強化する**
複数事務所管内や管内を分割する等、地域部会の開催単位を工夫し、連携を強化することで具体的な取組につなげていく
- 3 発生土処理施設の性質や受入条件を明確にし、積算の適正化を図る**
リサイクル原則化ルールにおける搬入・搬出の順番や建設発生土処理施設一覧表に掲載する施設や受入条件の記載を見直す
- 4 土質区分を簡易に判別できる方法を研究していく**
コーン指数による第1種～第4種等の土質区分を簡易に判別できる方法について、事業者や大学の協力を得ながら研究する

第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
事業間での利用調整 令和6年度に実施したシミュレーションをベースに事業間での利用調整を実施 ↓ 例えば ストックヤードの必要性や土質改良の有無を把握	地域部会 地域で取り組む内容の調整 連携して取り組む主体の調整 費用負担・時期等	個別の取組実施 発生土の利用についての理解を深めるための研修会の実施 官民で連携して ストックヤードの運用 土質改良の実施・改良土の利用 新たな取組へ向けた実証実験	みらいの県土研究会全体会

◆手軽に登録・情報検索
◆無料で使用可能!!
<https://ssm-system.jp/>

SSM

静岡県建設発生土マッチングシステム
Shizuoka Surplus Soil Matching System





● 発生抑制

- ・林道工事では、切土は路体盛土材、作業用施設の盛土材、補強土壁の中詰め材などとして利用している（農林）
- ・駐車場施設の整備では、現場内で土質改良を行うことで、発生土を低減する対応をとった（市町）

● 利活用促進

- ・河津町内と東伊豆町内に各2箇所伊豆縦貫道の発生土を活用した農地の基盤整備の計画を調整している（農林）
- ・南伊豆町内での農地の基盤整備については、伊豆縦貫道の発生土を入れる計画と同時に下田土木からの発生土の利用調整を進め、早期の事業完成を図りたい（農林）
- ・町でストックヤードを持っていて、小規模の発生土はそこに入れている（市町）
- ・建設発生土は、民間の農地造成に搬出して処分している状況（市町）
- ・町で5～10年の受入れが可能な最終処分場を整備し、令和6年8月から受入れを開始した（市町）

● 課題・意見

- ・地形が急峻で、有効利用できる現場が少なく、有効利用率は低い（土木）
- ・港湾の浚渫土については、盛土基準に合致しないため、海洋投棄で対応しているが量に制限があり苦慮している（土木）
- ・農地の基盤整備では、第4種に分類される耕作土が貴重な土であるため、情報があれば調整を図らせて頂きたい（農林）
- ・維持管理をメインに行っているが、比較的小規模な工事を行っている中でも発生土の処分に課題がある（市）
- ・民間の受入れ先の減少が想定されるため、町としても処分場の確保を検討したい（市町）
- ・民間でストックヤードを運営することが難しくなっているため、各市町に公営のストックヤードがあればありがたい（建設業協会）
- ・西伊豆の河川掘削で発生する石は、ストックヤードがあれば多自然護岸等に有効利用できる（建設業協会）
- ・現在、最終処分場として運営しているが、埋立て完了後に登録ストックヤードと土質改良プラントの計画を考えている（処理事業者）

● 利活用促進

- ・SSMを使用し、熱海土石流災害で撤去した土砂の受入れや、沼津市工事の建設発生土の受入れを行った（土木）
- ・SSMを使用し、1,000 m³のマッチングができた（建設業協会）
- ・熱海市内に処分場適地が無い場合、函南町で盛土事業を行って建設発生土の受入れを行ってきた（建設業協会）
- ・隣接する伊豆市に採石場跡地を受入地として新たに開設したので、活用してほしい（砕石業組合）

● 課題・意見

- ・県工事の発生土は、管内（熱海・伊東市内）に処理施設が無い場合、対応に苦慮している（土木）
- ・発生土の処理施設が逼迫しているため、市内で何か所かの適地を探している（市町）
- ・搬出先から持ち込める業者が限定されており、搬出先が確保できない業者もあり、苦慮している（市町）
- ・市内に盛土工事が無く、水道管の布設替え工事が出る建設発生土の処理に困っている（市町）
- ・伊豆半島には特有の事情があり、一般論で検討している内容は適用できない（建設業協会）
- ・熱海土木管内は民間投資が盛んであり、民間工事からの建設発生土量を含めた検討が必要である（建設業協会）
- ・熱海市は、占用工事の埋戻しは新材指定となっているため、リサイクル材の使用が少ない（建設業協会）
- ・建設発生土を長期間、継続して使用する新たな事業を計画してほしい（砕石業組合）
- ・熱海土木管内に採石場が少ないため、官民一体となって採石可能な場所を探して整備すれば、新材の枯渇問題や最終処分場の確保に繋がる（砕石業組合）

● 発生抑制

- ・中学校、公園の整備にあたっては、土砂の切盛がゼロになるように整備した（市町）

● 利活用促進

- ・各班単位で土砂をストックする仮置場を展開することで、有効利用率が上がっている（土木）
- ・大規模な圃場整備を令和8年度以降に計画している（農林）
- ・建設発生土が関東ロームであったため、令和5年度より東部農林の圃場整備の現場へ搬出している（市町）
- ・田畑の土として使用できるかの土壌分析検査を実施し、必要に応じ土壌改良を行って、市外の受入れ地に搬出した（市町）
- ・造成工事の建設発生土について、熱海土木、沼津土木、東部農林と工事間調整を行った（市町）
- ・昨年度より、市工事のSSMへの登録を開始し、全工事を登録する取り組みを行うことで、庁内で情報の共有化を図り、今年度は市の工事間で3件マッチングすることができた（市町）
- ・町内で工事調整会議を何度か開催し、発生土の有効利用に努めている（市町）
- ・町工事の発生土は、沼津土木、東部農林と工事間調整を行った（市町）

● 課題・意見

- ・今後、整備する道路と河川の工事では、土質が悪くそのまま他工事で利用できない発生土が多くで出る見込み（土木）
- ・発生土量は他の土木事務所より多いため、さらなるストックヤードや処理施設など検討していかないといけない（土木）
- ・林道・治山工事からの発生土は、同意を得て、作業用施設を整備するために利用しているが、熱海の土石流災害以降、受け入れに不安を持つ方が増えている（農林）
- ・SSMへの登録を進めているが、他の市町での登録が進んでいないため、市町連携での調整が取れていない。他の市町に対して、SSMへの工事情報の登録を行うように働き掛けを行ってほしい（市町）
- ・処分場が近隣にないため、富士市、富士宮市、伊豆方面等に搬出しているが、運搬距離に課題がある（市町）
- ・発生土の有効利用に賛成であり、天然のものを使用するなら、土質改良土を使用してほしい（処理事業者）
- ・リサイクル出来ない土砂は、県外へ船で搬出している。土質改良土の利用率を上げて欲しい（処理事業者）
- ・各市町から広域的なストックヤード整備を要望されているが、土を出す市町と使用する市町が異なるため、使用する見込みがないと成立しない。まずは各市町単位で利用調整を行ってほしい（土木）

● 発生抑制

- ・治山事業の発生土は現場内で完結が基本であり、現場外に発生土を出さないような検討をしている（農林）

● 利活用促進

- ・田子の浦港の浚渫土砂のうち、砂と砂利は養浜工事に利用し、シルト系の細粒分は、国交省の砂防事業により発生する砂礫と混合して、近隣の公共工事への流用に取り組んでいる（田子の浦港）
- ・盛土が必要な工事では、田子の浦港管理事務所の混合土や国交省の砂防事業により発生する土砂を利用している（土木・市町）
- ・国交省が毎年約4万m³の養浜工事を実施しているため、県工事の発生土利用について、今年度から試行を実施している（土木）
- ・土質や搬入時期の制限はあるが、沈下した水田の現状復旧に、今後数万m³の土砂が必要となる予定（農林）
- ・下水道の管巻材は、新材より安価であるハイブリットサンド（リサイクル安定処理材）を利用している（市町）

● 課題・意見

- ・市議会から最終処分場とストックヤードの確保に対する支援の提言があった（市町）
- ・自然保護の観点から大規模な処分場は設置したくないが、必要性については理解している（市町）
- ・有効活用する場所がない上、ストックも少量しか置けないので、最初から最終処分場に搬出している（建設業協会）
- ・静岡市から最終処分場への受け入れが多く、地元業者の受け入れが制限されている（建設業協会）
- ・民間工事では規制等により仮置きできず、利用できる土砂を処分している（建設業協会）
- ・建設発生土の受け入れは富士市と隣接する市から行っているが、リサイクルができれば協力したい（処理事業者）
- ・河川の浚渫土砂について、土質によっては改良しなければ受け入れられない場合がある（処理事業者）
- ・リサイクルとストックヤードの事業が大々的に進むと、最終処分場の運営は非常に厳しくなる（処理事業者）
- ・受け入れ価格の設定を安価としているため、発生土の搬入量が減少すれば価格を上げざるを得ない（処理事業者）

● 発生抑制

- ・農道工事を清水区内で2カ所行っているが、切盛ゼロで計画し、発生土が外に出ないようにしている（農林）

● 利活用促進

- ・県工事からの発生土は、養浜材への利用や他工事への流用に努めている（土木）
- ・新規の岸壁整備にあたって、NEXCO中日本と調整し、約4万m³の盛土材を受け入れた（清水港）
- ・農地整備工事では、令和7～9年度に約25万m³の不足土が生じるため、土地改良区が土砂の受入れを行う予定（農林）
- ・地すべりによる発生土は、中遠農林事務所で実施している森の防潮堤工事に有効利用した（農林）
- ・掘削土を焼津市の防潮堤工事やSSMを活用してゴミ処分場の覆土、藤枝市の仮設工事などに有効利用した（市町）

● 課題・意見

- ・遊水地の発生土は泥土が多く処分費が高いことから、遠方であっても改良して使用した方が安価であるため、SSM等で搬出先を探している（土木）
- ・埋立護岸は、全体容量（約250万m³）の9割近くが埋まっており、残り30万m³の容量しか残っていない（清水港）
- ・毎年、流出土砂の処理が問題となっており、根本的な解決を講じたい（農林）
- ・理論上は、市内にも中間処理事業者が多くあるが、現実的に考えると静岡市内で処分できる状況ではない
中間処理施設で再生材を造っても搬出先がなく、最終的には他市で処分している（建設業協会）
- ・土質改良土は、40年前にも市内の多くの業者が取り組んだが、市場に受け入れられず辞めてしまった（砕石業組合）
- ・中間処理施設の受入単価は、利用されなかった場合に処分するため、その費用分で高額となっている（処理事業者）
- ・静岡市内の上下水道工事では改良土が多少使用されているが、その他中部地区での使用がほとんどない（処理事業者）
- ・土質改良できない発生土は、島田（採石場跡地の埋戻し）、掛川（農地整備）の最終処分場へ搬出しているが、1日あたり、大型ダンプ2回しか運搬出来ないため、距離と時間に課題がある（処理事業者）
- ・土質改良土はほとんど民間工事で利用しており、公共工事では利用が進んでいない（処理事業者）
- ・田子の浦港から発生するの浚渫土について、無償で民間工事へ搬出しているのとこととであり、東部だけでなく中部の方まで拡大することに対して非常に危機感を感じている（処理事業者）
- ・災害時の発生土の扱いについて、長期的な視点を持って事前から検討しておくべき（処理事業者）

● 発生抑制

- ・1地区あたり10haの茶園の基盤整備5地区と水田の圃場整備1地区を実施しているが、地区内の土砂の切盛で造成を行っているため、基本的に発生土は地区外に出ない（農林）

● 利活用促進

- ・防潮堤工事、道路工事、空港等の盛土材として、建設発生土の有効利用に取り組んでいる（土木）
- ・維持浚渫で発生する土は良質な砂であるため、浸食した海岸の養浜材として利用している（御前崎港）
- ・茶園整備では、茶の植栽に適した土砂（約1万m³）の確保が課題となっている（農林）
- ・管内の処分場で受け入れができない土砂は、SSMを活用して掛川市の防潮堤工事に搬出している（市町）
- ・市で借用した場所をストックヤードとして活用している（市町）
- ・SSMを利用して移動式改良機で土質改良を行い、年間で8万m³のうち、約7割を民間の造成工事に利用した（処理事業者）
- ・採石場跡地を有効利用して、令和6年4月から公共から民間までの建設発生土の受入れを行っている（処理事業者）

● 課題・意見

- ・河川の浚渫土を有効利用できないため最終処分している（土木）
- ・港を拡張するための埋立工事を行う計画はない（焼津漁港）
- ・今後、岸壁の増進事業により、浚渫を何万m³単位で予定しているが、今後も基準値以上のカドミウム等が出ると搬出先がないため、浚渫出来ない状況になる（焼津漁港）
- ・港湾事業では、簡単に土砂を埋立に利用できるというイメージがあるが、現時点で埋立工事を行う計画はない。（御前崎港）
- ・工事間流用を一番に考えているが、土質や時期が合わないことが課題となっている（市町）
- ・3、4種の発生土が多いため、有効利用でなくても受入れ可能な処分場に搬出している（市町）
- ・市の技術職員に対して処分場や改良プラント等の現場見学会を開催し、認識を高めている（市町）
- ・防潮堤関係の工事にも出荷したが、改良土を造っても売れる状況にいたっていない（処理事業者）
- ・不良土を受け入れるには、改良後の搬出先を確保する必要があるため、早い段階で、受け入れ時期など事前相談してもらえると準備ができる（処理事業者）
- ・今後、SSMの利用促進で、良質土は再利用され、処分場の不良土の受入れ比率の増加が予想されるが、盛土条例等により盛土の規制が厳しい中、矛盾が生じる（処理事業者）

●発生抑制

- ・ため池の耐震補強の整備について、自走式土質改良機を現場に持ち込み、押さえ盛土を行っている（農林）
- ・治山課の工事は、基本的に現場内利用を行っている（農林）
- ・路床工などは、置き換えからセメント安定処理など発生抑制工法に方向転換している（市町）

●利活用促進

- ・防潮堤工事を進めており、第3種以上の土砂が約6万m³必要となるため、SSMに登録している（土木）
- ・国道バイパスの事業用地を活用して、ストックヤードを整備し、ストック土は防潮堤の盛土材として使用する（土木）
- ・港内の浚渫土は良質な砂のため、海水浴場の近くに入れている（御前崎港）
- ・令和8年度までの防潮堤工事に約27万m³の盛土材が必要である（市町）
- ・良質土は防潮堤、区画整理事業の造成の埋戻しに利用し、それ以外の土砂は砂利採取事業の埋戻しに利用している（市町）
- ・下水道事業は改良プラントを利用し、最終処分を減らす取り組みをしている（市町）
- ・建設発生土の受入れをしながら、広大農地を造る土地改良事業を受託している（処理事業者）

●課題・意見

- ・河川の浚渫は継続的に必要なため、防潮堤工事が終了すると最終処分場に搬出せざるを得ない（土木）
- ・土の受入れが可能かという問合せがあるが、岸壁を上げるために埋立を行う状況にない（御前崎港）
- ・設計の段階で、発生土を減らす工法選定や町の他課と調整を行っている（市町）
- ・処分場にストックヤードや改良プラントを併設することが望ましく、試験施工等は行政との連携が必要（処理事業者）
- ・災害など、有事の際に24時間対応できるストックヤード、改良プラント、残土処分場を地域で実現したい（処理事業者）
- ・近隣に最終処分場があるのに有効利用のために遠距離を運搬しなければならず、ダンプの手配に苦慮している（建設業協会）

●発生抑制

- ・三ヶ日の樹園地の区画整理工事の発生土については、地区外に出ないように計画している（農林）
- ・治山工事では、基本的に発生土は現場内で処理する対応としている（農林）

●利活用促進

- ・浜名湖の浚渫土や河床掘削土等は、養浜材や築堤材等に有効利用している（土木）
- ・事業の終盤であるが、良質な発生土は浜名湖海岸の防潮堤と命山に有効利用するように努めている（土木）
- ・浜松市内の約8haの耕作放棄地の水田において、大規模な農地整備を進めており、約10万m³の客土が必要であり、浜松市の工事等からの受入れを検討している（農林）
- ・道路開設の4万m³の発生土は、3万m³を防潮堤に使用し、残りを改良し盛土材に使用した（市町）
- ・浜松市の指定処分場（V=約13万m³）に携わり、令和3年度から受け入れ開始し、今年度完了予定（関係業者）
- ・SSMを活用して、約2万m³の改良土を製造し、民間工事へ出荷した（関係業者）
- ・令和6年7月に許可を受けた最終処分場では、耕作放棄地の水田を約5万m³の埋立てにより畑地転換し、地元の農業法人が畑として活用する計画となっている（処理事業者）
- ・令和6年11月から、浜松市工事の建設発生土の受入れを開始し、砂利採跡地の埋立てに利用している（処理事業者）

●課題・意見

- ・河川・砂防工事が多いため、第4種相当の発生土が大半を占め、有効利用に苦慮している（土木）
- ・天竜区には県が運び込める処分場がないので、磐田や掛川の処分場に搬出している（土木）
- ・湖西エリアは、袋井管内より地理的に愛知県の豊橋の方が近いので、搬出先の一つとして考えている（土木）
- ・災害復旧工事の発生土は、受入れ地、仮置き場の調整にノウハウも無く苦慮している（農林）
- ・市では処分場の設置・運営・管理をまちづくり公社と協定を締結している（市町）
- ・最終処分10万m³は第1～3種は受入れ事業で対応し、建設汚泥は民間の処分場に搬出している（市町）
- ・令和6年6月から500m³以上の土砂搬入と、1,000m³以上の土砂搬出する工事について、SSMを運用するよう全庁的な通知を出している（市町）